

# 京大大学生存圏研究所信楽 MU 観測所共同利用者宿泊所利用要項

(平成 21 年 4 月 2 日 生存圏研究所長裁定)

(趣旨)

第 1 条 京大大学生存圏研究所信楽 MU 観測所共同利用者宿泊所(以下「宿泊所」という。)の利用については、この要項の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第 2 条 宿泊所を利用できる者は、超高層大気、中層大気、対流圏に関する電波観測並びにこれに関連する研究を目的とする研究者及び生存圏研究所長(以下「所長」という。)が特に適当と認めた者とする。

(利用の手続き)

第 3 条 宿泊所を利用しようとする者は、事前に所定の「共同利用者宿泊所利用許可申請書」を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 所長は、前項の利用を許可したときは、所定の「共同利用者宿泊所利用許可書」を交付するものとする。

(利用の変更)

第 4 条 前条の規定は、宿泊所の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、その利用を変更しようとする場合に準用する。

2 利用者は、利用日程・人数等を変更するときは、速やかに京都大学宇治地区事務部研究協力課へその旨を届け出なければならない。

(宿泊施設利用料)

第 5 条 利用者は、別表に定める宿泊施設利用料について、本学の指定する方法により納付しなければならない。

(遵守事項)

第 6 条 利用者は、宿泊所を利用するにあたり、別に定める宿泊所内の注意事項を遵守しなければならない。

(賠償責任)

第 7 条 利用者は、本人の責に帰すべき事由により宿泊所の施設、設備及び備品を破損又は滅失したときは、原状に回復する責を負うものとする。

(要項の変更)

第 8 条 所長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの要項を変更できるものとする。

- (1) 要項の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 要項の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 前項による要項の変更にあたり、要項の変更する旨及び変更後の要項の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに研究所ホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

附 則

1. この要項は、平成 21 年 4 月 2 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
2. 京大大学生存圏研究所信楽 MU 観測所利用要項(平成 17 年 10 月 1 日施行)は廃止する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

宿泊施設利用料

区 分	料 金
宿泊料	1人1泊につき 1,400円